

水道部 からのお知らせ

☆水道メータの定期取替を行います（水道部の貸与メータのみ）

水道メータは、計量法により使用期限が定められています。
市水道部では使用期限内に水道メータを取り替えるため、委託業者に皆さんの家または建物を計画的に訪問してもらってます。
平成25年8月から平成26年3月までに、2800個の水道メータを取り替える予定です。水道メータの取替えの際には、ご理解とご協力をお願いします。

※水道メータの定期取替の費用は無料です。個人負担はありません。

問い合わせ 配水課 給水係 ☎877-8462（内線5157、5158）

☆水道料金のお支払いは便利な「口座振替」を

水道料金は2か月ごとに検針し、下水道使用料と併せて2か月分を請求します。水道料金のお支払いは、納め忘れのない「口座振替」が便利。どうぞ「口座振替」をご利用ください。

口座振替をご利用の方は、検針月の翌月の20日（土日、祝日にあたる場合は翌営業日）に振替指定口座から引き落とされます。（先に納付書が届いた場合は、納付書で納めてください）

口座振替の手続は、次の①～③を準備して直接金融機関窓口で行います。

①預金通帳 ②通帳の届出印 ③お客さまの水道番号がわかるもの（納付書・検針のお知らせ等）

取扱金融機関：琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫
沖縄県農業協同組合 沖縄県労働金庫 ゆうちょ銀行

問い合わせ 営業課 ☎877-8460



平成25年度公共ホール音楽活性化支援事業

てだこホールが贈る 夏の音楽自由研究
～ピアノの魅力～

新崎誠実ピアノコンサート

平成25年7月13日（土）

開演 午後3時（開場 午後2時30分）

場 所 浦添市てだこホール（小ホール）
料 金 一般：1,000円 高校生以下：500円
内 容 ・曲目（曲目は変更になる場合があります）

田中カレン / 「星のどうぶつたち」より
ラフマニノフ / 前奏曲 嬰ハ短調「鐘」
ヒナステラ / アルゼンチン舞曲
グノー＝リスト / ファウスト・ワルツ etc

・絵本コラボ
朗読／潮平 大作
本／おじさんのかさ（作 佐野 洋子）
音楽／ナゼールの夜会（作曲 F. ブーランク）

主催・共催 主催／浦添市てだこホール 共催／浦添市、浦添市教育委員会
プレイガイド デパートリウボウ、沖縄三越、浦添市てだこホール

問い合わせ 浦添市てだこホール ☎942-4360



新崎誠実 沖縄県出身。6歳よりピアノを始める。日本国内外でのリサイタル開催や音楽祭出演。またTV、ラジオ、新聞、雑誌等の各種メディア出演など精力的な演奏活動を展開している。

7月1日（月）から国民年金保険料の免除申請の受付が始まります

免除の承認期間 平成25年7月～平成26年6月

所得が少ない、または失業などにより保険料を納めることが困難な場合に、申請をして承認を受けると、保険料の免除や納付を猶予することができます。

日本年金機構のホームページでもご案内しています。
<http://www.nenkin.go.jp/>



保険料の免除・猶予

全額免除制度

保険料の全額（月額15,040円）を免除するものです。免除された期間は年金を受給するための期間には含まれますが、年金受給額は保険料を全額納めたときと比べて2分の1として計算されます。

一部納付制度

保険料の一部を免除し、残りの一部を納付していただくものです。

免除割合	保険料月額
3／4免除 （1／4納付）	3,760円
1／2免除 （1／2納付）	7,520円
1／4免除 （3／4納付）	11,280円

一部免除された期間は受給資格期間に含まれますが、年金受給額は保険料を全額納めたときと比べて減額されて計算されます。

なお、一部免除を受けた期間にこれらの保険料を納めない場合、「未納期間」となり、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されない場合があります。

若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方が対象です。同居している世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の所得が一

定水準以下であれば、保険料の納付が猶予されます。

猶予された保険料を納付できる期間は10年間になります。

猶予された期間は、年金を受給するための受給資格期間には算入されますが、納付しなければ年金受給額には反映されません。

免除および猶予を受けるためには

浦添年金事務所または市民課国民年金係にて国民年金保険料の免除申請が必要です。その後、次の基準で日本年金機構が審査し、承認、却下を決定します。

審査基準

①申請する本人・申請者の配偶者・世帯主の平成25年度の所得額（平成24年1月1日～12月31日までの分）。
「若年者納付猶予制度」は、世帯主の所得額を除く。

②災害・失業・事業の廃止などの状況確認

引き続き免除を希望する場合

昨年に引き続き、免除を希望する場合は、原則として毎年7月に申請が必要です。ただし、全額免除と猶予の場合は、申請時に「継続申請」を希望し、日本年金機構に承認されると、翌年からは自動的に審査が行われ、本人申請手続が不要になります。（一部例外あり）

口座振替辞退の届出

国民年金保険料を口座振替でお支払いしている場合、承認の決定をするまでの間に引き続き口座から国民年金保険料が引き落とされることがあります。お手数ですが、浦添年金事務所に口座振替辞退の届出を提出し、手続きされるようお願い致します。

問い合わせ…浦添年金事務所

☎877-0511

免除申請手続の際に必要なもの

○年金手帳
○印鑑（認め印可）

ただし、次に該当する方は他の書類が必要となりますのでご確認ください。

①申請者本人・申請者の配偶者・世帯主の中で平成25年1月1日現在の住民登録が他市町村の方
↓平成25年度の所得課税証明書
（扶養状況が記入されているもの）

②平成25年度の所得の申告がまだの方
↓所得申告後、申告書の写しを提出

③失業の場合（平成24年3月31日以降失業）
↓雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票、または、退職証明書と平成25年度市民税・県民税納税通知書

問い合わせ
市民課国民年金係（1階）
☎876-11234
（内線3111～3115）

